

8 交通・移動の支援

JR旅客運賃の割引

JR各駅・乗車券販売窓口

身体障害者手帳または療育手帳を提示して、割引乗車券などを購入してください。

対象者		第1種障がい者		第2種障がい者	
		障がい者が 単独で乗車	障がい者が 介護者とともに乗車	障がい者が乗車	12歳未満の障がい者が 介護者とともに乗車
乗車券の種類	普通乗車券	障がい者：5割引 (片道101km以上)	障がい者：5割引 介護者：5割引 (距離制限なし)	障がい者：5割引 (片道101km以上)	
	定期乗車券		障がい者：5割引 ※自動車定期乗車券は3割引 ※小児定期乗車券は割引なし 介護者：5割引 ※自動車定期乗車券は3割引 (ただし、通勤定期乗車券のみ)		介護者：5割引 ※自動車定期乗車券は3割引 (ただし、通勤定期乗車券のみ)
	回数乗車券 (特別急行回数乗車券を除く)		障がい者：5割引 介護者：5割引		
	普通急行券 (特別急行券を除く)		障がい者：5割引 介護者：5割引		

○障がい者の方の第1種・第2種の区別は、おおむね次のとおりです。

身体障がい者	第1種	視覚障がい 聴覚障がい		1級～3級、及び4級の1 2級及び3級	
		肢体不自由	上肢不自由者 下肢不自由者 体幹不自由者	1級、2級の1及び2級の2 1級、2級及び3級の1 1級～3級	
			乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能障がい	1級及び2級 (1上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く)
				移動機能障がい	1級～3級 (1下肢のみに運動機能障がいがある場合を除く)
		内部障がい	心臓機能障がい じん臓機能障がい 呼吸器機能障がい ぼうこう又は直腸の機能障がい 小腸機能障がい 免疫機能障がい 肝臓機能障がい		1級、3級及び4級 1級、3級及び4級 1級、3級及び4級 1級及び3級 1級、3級及び4級 1級～4級 1級～4級
			上記左欄の障がいを2つ以上有し、その障がいの総合の程度が上記右欄に準ずるもの		
			上記以外のもの		
			第2種		
知的障がい者	第1種	療育手帳の総合判定A			
	第2種	療育手帳の総合判定B			

8

交通・移動の支援

航空旅客運賃の割引

航空券販売窓口

満12歳以上で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持たれている方は航空旅客運賃の割引の対象となる場合があります。詳しくは、各航空旅行会社にお問い合わせください。

バス運賃の割引

各バス会社営業窓口

○路線バスの場合

料金を支払う際に、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を提示してください。

○乗車券、定期乗車券を購入する場合

発売窓口で、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を提示してください。

対象者		第1種障がい者		第2種障がい者
		障がい者が単独で乗車	障がい者が 介護者とともに乗車	
種 類	乗車券 (運賃)	障がい者：5割引 (12歳未満は小児運賃の5割引)	障がい者：5割引 (12歳未満は小児運賃の5割引) 介護者：5割引	障がい者：5割引 (12歳未満は小児運賃の5割引)
	定期 乗車券	障がい者：3割引 (12歳以上の障がい者)※	障がい者：3割引 (12歳以上の障がい者)※ 介護者：3割引	障がい者：3割引 (12歳以上の障がい者)※

※12歳未満の障がい児の場合、定期乗車券は小児定期乗車券となり、これに対する割引はありません。

8

交通・移動の
支援

タクシー料金の割引

各タクシー会社

運賃・料金を支払う際に、身体障害者手帳または療育手帳を運転手に提示してください。

対 象 者	身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方
割 引 率	運賃・料金の1割引
利用範囲	岡山県内及び割引を実施しているところ

「雪舟くん」運賃の割引

雪舟くん予約センター TEL (0866) 92-1111
交通政策課 窓口番号㊹ TEL (0866) 92-8249

「雪舟くん」の利用登録の際に、障害者手帳等の等級等を登録用紙に記入し、手帳のコピーを提出して下さい。既に利用登録している方は、手帳のコピーを交通政策課へ提出していただくか、予約の際オペレーターに連絡のうえ、雪舟くん乗車の際に運転手に手帳を提示してください。

対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方及びその介助者
割引額	利用料金300円から100円を割引

いきいきチケットの交付

福祉課障がい福祉係
窓口番号⑩ TEL (0866) 92-8269

在宅で、身体的条件等のために、単独で「雪舟くん」を利用できない方（他人の介助なしで移動することが困難な方。）を対象に、「いきいきチケット」を交付します。

※「雪舟くん」の利用登録をしている方については、事前に「新生活交通利用登録廃止届」を提出する必要があります。

※入院中・入所中の方はご利用いただけません。

○「いきいきチケット」とは

「介護タクシー」「福祉有償運送」「福祉タクシー」の料金支払いにのみ利用できる助成券。

※一般のタクシー、バス、「雪舟くん」には利用できません。

○「いきいきチケット」の交付対象者

対象者	市内に住所を有し、在宅（入院・入所中の方は不可）で、身体的条件等のために単独で雪舟くんが利用できない方のうち、次のいずれかに該当する方 ①要支援または要介護の認定を受けている方 ②身体、知的、精神その他の障がいがある方
助成額	年間10,000円分（10～3月に申請した場合は5,000円分）

福祉有償運送

各事業者

単独で公共交通機関の利用が困難で、移動に制約のある方に対して、通院・通学等の日常外出だけでなく、行楽・余暇活動等生活の質と範囲を広げる手助けとして、低料金で、福祉車両で送迎（乗降介助を含む）をするサービスです。利用するためには、事業者への事前の登録が必要です。

8
交
支
援
・
通
・
移
動
の

○対象者

他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難であり、次のいずれかに該当する方及びその付添人。

①身体障害者手帳の交付を受けている方

②介護保険法による要支援又は要介護認定を受けている方

③その他肢体不自由、内部障がい（人工血液透析を受けている場合を含む）、知的障がい、精神障がいその他の障がいを有する方

○事業者一覧（市内で利用可能な事業所）

（令和6年4月現在、順不同）

事業者名	所在地	連絡先
(福) 超寿会	総社市小寺 986-1	TEL 0866-90-2100 FAX 0866-90-2101
(福) ももぞの学園 吉備自立支援センター	総社市下林 1287-1	TEL 0866-90-0907 FAX 0866-90-0906
(福) 義風会	岡山市北区下足守 1898	TEL 086-295-1800 FAX 086-295-1700
(福) 雪舟福祉会	総社市久代 5127	TEL 0866-96-0700 FAX 0866-96-0753

有料道路通行料金の割引

福祉課障がい福祉係 窓口番号⑩ TEL (0866) 92-8269

<ETC ご利用の場合>有料道路 ETC 割引登録係

TEL (045) 477-1233 (平日 9 時～17 時)

障がいのある方の社会参加を促進するため、有料道路の通行料金を割引する制度があります。利用するためには、事前に登録手続きが必要です。※精神障がい者の方は、対象になりません。

対象範囲	・身体障がい者本人が自動車を運転する場合 ・重度の身体障がい者又は重度の知的障がい者が乗車し、その移動のために介護者が自動車を運転する場合 [重度の範囲]…JR旅客運賃割引制度で規定する第1種と同じ	
割引金額	通常料金の半額	
必要書類	ETCを利用する場合	ETCを利用しない場合
	○有料道路障害者割引申請書 ○身体障害者手帳又は療育手帳 ○自動車検査証又は軽自動車届出済証 ○運転免許証（障がい者本人が運転の場合） ○ETCカード（障がい者本人名義のもの） ○ETC車載器の管理番号が確認できるもの（ETC車載器セットアップ申込書・証明書等）	○有料道路障害者割引申請書 ○身体障害者手帳又は療育手帳 ○自動車検査証又は軽自動車届出済証 ○運転免許証（障がい者本人が運転の場合）
	自動車に登録しない場合	
	○有料道路障害者割引申請書 ○身体障害者手帳又は療育手帳	
	※この他に要件確認のための別途書類等が必要な場合があります。 ※ETCカードは、未成年の重度障がい者の方が、本人以外の方の運転による割引の適用を受け、かつ本人の運転による割引の適用を受けない場合は、親権者又は後見人名義のものも対象となります。	
登録手続	申請窓口において、手帳に「有料道路割引」のシールを貼付し、登録する自動車のプレートナンバー、割引有効期限等を記載します。 ETC利用の場合は、ETC利用対象者証明書の発行をします。	
有効期間	手続き終了日から、2回目の誕生日まで（更新申請の場合は、手続き終了日から3回目の誕生日まで） ※更新申請は、有効期限の2ヶ月前から可能です。（ETC利用の場合は、2週間前までに更新をしてください。）	
変更申請	割引有効期限内に、次の変更がある場合は変更申請が必要です。 ・手帳に記載された自動車登録番号等 ・手帳に記載された自動車の自動車検査証又は軽自動車届出済証上の所有者、使用者 ・自動車を事前に登録されず、本割引に登録済みで新たに自動車を登録する場合 ・ETC利用登録されたETCカードの名義、番号 ・ETC利用登録されたETC車載器の管理番号 ・ETC利用登録された申請者の名前、住所	
利用方法	ETCを利用する場合	ETCを利用しない場合
	事前に登録されたETCカードを、あわせて登録されたETC車載器に挿入し、ETCレーンを通線通行してください。 ※ETC未整備料金所等の場合は、料金所係員にETCカードを渡しての支払いになります。この場合は係員への手帳の提示が必要です。	料金支払い時に、料金所係員に必要事項が記載されたページを開いて手帳を提示するか、手帳を渡してください。

●オンラインによる申請

オンライン登録に必要な書類ご利用までの流れ等の詳細については、以下のURLからご確認ください。

オンライン申請受付サイト <http://www.expressway-discount.jp>



オンライン申請
受付サイト

○対象車種

自 動 車	適用範囲		
	事前申請において 登録できる自動車	事前申請において 登録していない自動車	
	本人運転・介護運転	本人登録	介護運転
乗用自動車 自動車検査証等の「用途」に「乗用」と記録されているもので、 乗車定員10人以下のもの。	○ (※)	○	○
貨物自動車 自動車検査証等の「用途」に「貨物」と記録されているもので、 後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のもののうち、 乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕 切られているもので最大積載量が500kg以下のもの。	○ (※)	○	○
特種用途自動車 自動車検査証等の「用途」に「特種」と記録されているもののう ち、「車体の形状」に「車いす移動車（身体障害者輸送車）」、「患 者輸送車」又は「キャンピング車」と記録されているもので、乗 車定員が10人以下のもの。	○ (※)	○	○
二輪自動車 総排気量が125ccを超えるもの。	○ (※)	○	○
レンタカー 貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車のうち、上記記 載の乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車、二輪自動車。	×	○	○
借用自動車 車検・修理時の代車や社会福祉協議会貸出車両等のうち、上記記 載の乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車、二輪自動車。	×	○	○
介護・福祉タクシー、一般タクシー 道路運送法第3条1号ハに定める一般乗車旅客自動車運送事業若 しくは同条第2号に定める特定旅客自動車運送事業に係る上記記 載の乗用自動車、特種用途自動車のうち、「自家用・事業用の別」 に「事業用」と記録されているもの。	×	×	○
福祉有償運送車両 道路運送法第78条第2号に定める自家用有償旅客運送のうち、 同法施行規則第49条第2号に定める福祉有償運送に係る上記記 載の乗用自動車、特種用途自動車。	×	×	○

※本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等（重度の障がいを持っている方で、前記の方が自動車を所有していないときは、障がい者本人を継続して日常的に介護している方）が所有する自動車で、登録できる自動車は障がい者の方、1人につき1台です。ただし、事業用等の自動車は対象となりません。

自動車操作訓練費の助成

福祉課障がい福祉係
窓口番号⑩ TEL (0866) 92-8269

身体障がい者が自動車運転免許の取得に要した費用の一部を助成します。

対象者	市内に住所を有する重度身体障がい者で、1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受け、免許取得により就労等社会参加が見込まれる方 ※「障害者の雇用の促進等に関する法律」による運転免許取得に関しての助成を受けている方は除きます。 ※初めて免許を取得される方に限ります。 ※申請した年度内に免許が取得できない場合は、対象となりません。 ※申請及び助成決定を受ける前に、免許を取得した方は対象となりません。
助成額	自動車運転免許の取得に直接かかった費用の3分の2以内の額で100,000円を限度
必要書類	[申請するとき] ・身体障害者自動車操作訓練助成申請書 ・印鑑 ・身体障害者手帳 ・経費見積書（免許取得経費を明らかにしたもの） [請求するとき] ・身体障害者自動車操作訓練助成金請求書 ・印鑑 ・自動車教習所の領収書 ・運転免許証の写し ・口座振替依頼書 ※この他に要件確認のための別途書類等が必要な場合があります。

自動車改造費の助成

福祉課障がい福祉係
窓口番号⑩ TEL (0866) 92-8269

8

支援
交通・移動の

就労等のため、障がい者本人が所有し、運転する自動車の操向装置などを改造する必要がある方に、改造費の一部を助成します。

対象者	市内に住所を有する重度身体障がい者で、上肢、下肢又は体幹機能の障がい者が1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けた方 ※所得要件があります。 ※同一車両の改造については、原則として1回のみを対象となります。 ※助成を受けた後、5年間は再度助成を受けられません。 ※申請した年度内に自動車の改造が完了しない場合は、対象となりません。 ※申請及び助成決定を受ける前に、自動車の改造をした方は対象となりません。
助成額	100,000円を限度
必要書類	[申請するとき] ・身体障害者用自動車改造助成申請書 ・印鑑 ・身体障害者手帳 ・経費見積書（改造の箇所および経費を明らかにしたもの） ・運転免許証の写し [請求するとき] ・身体障害者用自動車改造助成金請求書 ・印鑑 ・改造を行った業者の領収書 ・自動車車検証の写し ・口座振替依頼書 ※この他に要件確認のための別途書類等が必要な場合があります。

駐車禁止除外指定車標章の交付

総社警察署交通課

TEL (0866) 94-0110

岡山県警察本部交通規制課

TEL (086) 234-0110

身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その障がいのために歩行が困難と認められる方、療育手帳Aの交付を受けている方及び精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方等は、駐車禁止除外指定車標章の交付を受けることができます。交付対象となる障がいの程度は次のとおりです。

※車両を所有していない方でも、標章の交付が受けられます。

※タクシーや他の方の車両に乗車する場合でも、標章を使用できます。

○身体障がい者又は戦傷病者の方

障がいの区分		身体障がい者の方	戦傷病者の方
視覚障がい		1級から4級の1	特別項症から第4項症
聴覚障がい		2級及び3級	特別項症から第4項症
平衡機能障がい		3級	特別項症から第4項症
上肢不自由		1級から2級の2	特別項症から第3項症
下肢不自由		1級から4級	特別項症から第3項症
体幹不自由		1級から3級	特別項症から第4項症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級及び2級（1上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く）	
	移動機能	1級から4級	
心臓機能障がい		1級及び3級	特別項症から第3項症
じん臓機能障がい		1級及び3級	特別項症から第3項症
肝臓機能障がい		1級から3級	
呼吸器機能障がい		1級及び3級	特別項症から第3項症
ぼうこう又は直腸の機能障がい		1級及び3級	特別項症から第3項症
小腸機能障がい		1級及び3級	特別項症から第3項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1級から3級	

○その他の障がい者の方

障がい者の区分	障がいの程度
知的障がいのある方	重度（A）
精神障がいのある方	1級
小児慢性特定疾患児手帳を所持している方	色素性乾皮症

8

交通・移動の
支援

「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度

車いすマーク駐車場（身体障害者等用駐車場）を、本当に必要とする方がより利用しやすくするため、利用対象者に「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証を交付します。

＊「ほっとパーキングおかやま」の案内表示（図1）がある駐車場で利用できます。対象駐車場一覧は、岡山県HPに掲載されています。

福祉課障がい福祉係
窓口番号⑩ TEL (0866) 92-8269
岡山県庁 障害福祉課
福祉推進班
TEL (086) 226-7362

○対象者

下記のいずれかに該当する方で、歩行が困難な方。

●身体障がいのある人

身体障がい区分		等級
視覚障がい		1・2・3・4級
聴覚・平衡機能障がい	聴覚障がい	該当なし
	平衡機能障がい	3・5級
音声機能、言語機能又はそしゃく機能障がい		該当なし
肢体不自由	上肢	1・2級
	下肢	1・2・3・4・5・6級
	体幹	1・2・3・5級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1・2級
	移動機能	1・2・3・4・5・6級
心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能障がい	心臓機能障がい	1・3・4級
	じん臓機能障がい	1・3・4級
	呼吸器機能障がい	1・3・4級
	ぼうこう又は直腸の機能障がい	1・3・4級
	小腸機能障がい	1・3・4級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1・2・3・4級
	肝臓機能障がい	1・2・3・5級



(図1) 案内表示

8

交通・移動の
支援

●知的障がいのある方

療育手帳 A

●精神障がいのある方

精神障害者保健福祉手帳 1級

●高齢者

介護認定 要介護1～5 ※65歳未満の方も含む

●難病患者

特定疾患医療（又は小児慢性特定疾患医療）受給者

●けが人

診断書等により、車いす、杖等の使用が必要と認められる方

●妊産婦

妊娠7か月～産後2年の方（単胎） ※産後は乳幼児同乗の場合のみ

妊娠5か月～産後3年の方（多胎） ※産後は乳幼児同乗の場合のみ

●その他

診断書等により、駐車場の利用に配慮が必要と認められる方

○申請に必要なもの

・「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証交付申請書

・確認書類

- 身体障がいのある方 身体障害者手帳
- 知的障がいのある方 療育手帳
- 精神障がいのある方 精神障害者保健福祉手帳
- 高齢者 介護保険被保険者証
- 難病患者 特定疾患医療（小児慢性特定疾患医療）受給者証
- けが人 医師の診断書等、身分証明書（本人確認書類）
- 妊産婦 親子健康手帳（母子健康手帳）
- その他 医師の診断書等、身分証明書（本人確認書類）

・（代理人による申請の場合）代理人の身分証明書

＊申請書は、市役所本庁のほか、清音出張所、山手出張所でも受付しています。

＊郵送による申請も可能です。

【必要なもの】

- ・「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証交付申請書（岡山県HPに掲載）
- ・確認書類の写し
- ・180円分の切手（利用証の送付用）

【送付先】

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目 4-6

岡山県 保健福祉部 障害福祉課 福祉推進班